

令和7年 労働災害発生状況（令和7年4月末現在）

(休業4日以上死傷者数)

筑西労働基準監督署

業種		業種別		年		6年		同期比	
		7年		死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業
製造業	食料品		9		7		2		
	木材・木製品								
	化学工業		3		7		-4		
	金属製品		3		5		-2		
	一般・電気・輸送用機械		3		1		2		
	その他		14		8		6		
	小計		32		28		4		
建設業	土木工事								
	建築工事(木造除く)				5		-5		
	木造建築工事								
	その他の工事		1		2		-1		
	小計		1		7		-6		
陸上貨物運送事業			14		9		5		
畜産業			1				1		
小売業			8		7		1		
社会福祉施設			7		2		5		
その他			12		20		-8		
計			75		73		0		2

月別		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
7年														
		23	26	14	12									75

STEP 1

暑さ指数の把握と評価

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握

地域を代表する一般的な暑さ指数(環境省)を参考とすることも有効

STEP 2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

☐暑さ指数の低減

準備期間に検討した設備対策を実施

☐休憩場所の整備

準備期間に検討した休憩場所を設置

☐服装

準備期間に検討した服装を着用

☐作業時間の短縮

作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止

☐プレクーリング

作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる

☐水分・塩分の摂取

水分と塩分を定期的に摂取(水分等を携行させる等を考慮)

☐暑熱順化への対応

熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の調整

※新入職者や休み明け労働者は別途注意すること

☐健康診断結果に基づく対応

次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮

①糖尿病 ②高血圧症 ③心疾患 ④腎不全 ⑤精神・神経系の疾患 ⑥広範囲の皮膚疾患 ⑦感音・伝導性難聴

☐日常の健康管理

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認

☐作業中の労働者の健康状態の確認

監視を頻回に行い声をかける、「パディ」を知らせる等労働者お互いの健康状態を留意するよう指導

☐異常時の対応

あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底

少しでも本人や周りが異常を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等に基づき適切に対応

※必ず一旦作業を中断し、**全身を涼らして迅速**することなどにより身体を冷却

※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する(症状に応じて救急車を要請)

重点取組期間

7月

にすべきこと

☐暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加

☐暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底

☐水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底

☐作業開始前の健康状態の確認を徹底、監視頻度を増加

☐作業中のリスクが高まっていることを含め教育を実施

☐体調不良の者に異常を認めたときは、躊躇することなく救急車を要請

年齢別		件数	率(%)
～19歳		1	1.3%
20～29歳		14	18.7%
30～39歳		9	12.0%
40～49歳		12	16.0%
50～59歳		20	26.7%
60歳～		19	25.3%

		規模別					事故の型別					75				
		規模 9人	4 9人	1 0人	5 9人	規 模 1 0 0 人	墜 落・ 転 落	転 倒	激 突 さ れ	挟 まれ・ 巻 込 まれ	こ じ り ま れ	交 通 事 故	動 作 の 反 動	そ の 他	合 計	
製 造 業	食 料 品	2	1	3	3		1	2	5				1	9		
	木材・木製品															
	化学工業		2		1		1		1			1		3		
	金属製品			3					2			1		3		
	一般・電気・ 輸送用機械		1	1	1		1	1				1		3		
	そ の 他	2	9	3		2	2	1	6			1	2	14		
	小 計	4	13	10	5	2	5	4	14			4	3	32		
建 設 業	土木工事															
	建築工事 (木造除く)															
	木造建築工事															
	その他の工事	1						1						1		
	小 計	1						1						1		
陸上貨物運送事業		1	9	4		6	3	2				2	1	14		
畜 産 業			1			1								1		
小 売 業		2	4	2		1	4					1	2	8		
社会福祉施設		1	4	2		1	3			1		2		7		
そ の 他		3	5	2	2	1	3	3	2			2	1	12		
計		12	36	20	7	12	18	10	16	1		11	7	75		

- ※ 数値は、労働者死傷病報告より集計したものであり、()内は死亡者で内数である。
- ※ 陸上貨物運送事業は「道路貨物運送業」、「陸上貨物取扱業」を合わせたものをいいます。
- ※ 新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く